



■ビオトープ・サロン 2014年は徳島生物多様性元年 主流化に向けた環境問題の根っ子を考える

新年明けましておめでとうございます。今年は、日本ビオトープ管理士会徳島支部が発足して10年目を迎える年となります。そこで、初心をふりかえりつつ、世界の動きと共に今後のあり方を考えてみたいと思います。(編集局)

【初心をふりかえり新たな一歩へ】

■設立趣旨書(2005年3月9日)より

1992年地球サミットを契機として、「持続可能な開発」が世界の約束とされました。持続可能な開発は、「**人々の生活の質的改善を、その生活支持基盤となっている各生態系の収容能力限度内で生活しつつ達成すること**」と定義されています。

この生態系を支える「生物多様性」は、自然環境の多様性を必要とします。そして、この自然環境こそが私たち**人類生存の基盤**を成し、**教育・文化・産業の源**であり、**経済をはじめとする様々な人間活動**を支えてきました。我国においては環境基本法が制定され、「環境の世紀」と声高々に、各種法制度の改正や創設による様々な環境政策が展開されることとなりました。

自然保護・保全への取組は、環境配慮型の公共事業の推進と共に、住民が主体になった行動が生れ、各種団体の取組も活発化しています。しかし、その一方で、優れた自然だけでなく、身近な自然が次々と姿を消していることも事実です。これは、野生生物の生息・生育地を縮小・消失させ、生態系の質的低下を招く**土地利用のあり方**が問題であり、水と緑のネットワークを回復するためには、**生態的秩序に沿った土地利用や水利用及び資源利用**を図らなければなりません。

こうした状況の中で、環境問題の根幹にある生態系の回復にとって必要不可欠な「生物多様性」への関心や理解は低く、環境施策の中で最も遅れていることが憂慮されます。また、環境保全活動の中には、個々の目的が一元的であるが故に、**思い込みや善意の誤解**によって視野を狭める危険が潜在しています。一部では、**目的と手段の取り違い**や誤解、不適切な計画や設計、或は現場の理解不足による弊害の顕在化も見受けられます。このため、様々な主体との交流や連携によって、相互に**環境問題の本質を理解**することに努め、**正しい価値観**を身に付け、**適切に判断し行動**できる人材の育成とその仕組づくりが求められます。

これらのことから、日本ビオトープ管理士会徳島支部は、人材育成と組織強化を図りつつ各種の主体と連携し、環境問題を**多面的な視点**から捉え、**生態的秩序に沿った土地利用**を考えることで、野生生物の生息・生育地の保全・回復に努めます。そして、環境と経済が調和する安定した社会づくりを目指し、[徳島県民や各種団体及び関係行政機関等]に対して、[**自然生態系の保護・保全・復元・再生・維持等の支援**]に関する事業を行い、[自然と共存する美しい県土づくりに貢献し、もって持続可能な社会の発展]に寄与することを目的としています。

■沈黙の春から50余年

1962年に出版されたレイチェル・カーソンの「沈黙の春」は、それまで生態系などへの環境に対する影響自体が軽視される中で、**環境と人間との関わりから環境問題の告発**という役割を果たし、人間が生きるための環境をも見据えた環境運動のきっかけとなりました。そして、後のアースデイや国際連合人間環境会議へとつながっていきました。

1972年には、国際連合人間環境会議が開催され、「人間環境宣言」の採択によって、「自然生態系を守ることを原則に人間環境の保全と向上」が合意されました。この会議にあわせて、ローマクラブから「**成長の限界**」が発表され、「**人口増加や環境汚染などの現在の傾向が続けば、100年以内に地球上の成長は限界に達する**」と警鐘が鳴らされました。そして、1982年の国連環境計画管理理事会特別会合へと引き継がれました。

1992年には、環境と開発に関する国際連合会議が開催され、持続可能な開発に向けた地球規模での新たなパートナーシップの構築に向けた「**環境と開発に関するリオ宣言**」を採択、「**人類の生存基盤である自然生態系の質の向上と回復**」が合意されました。また、「**気候変動枠組条約**」と「**生物多様性条約**」が提起、調印、署名が開始され、翌1993年12月に発効されました。2002年開催の「**持続可能な開発に関する世界首脳会議**」では、先進国と開発途上国との格差をめぐる**南北問題の深刻化**を受けて、国際社会における「**地球環境問題**」の扱いに深刻な課題が生まれてきていることも指摘されました。

2012年には、国連持続可能な開発会議が開催され、成果文書の「**我々が望む未来**」を採択、「**グリーン経済**」を重要な手段の一つと位置付け、各国に実現へ努力するよう求めましたが、**具体策はそれぞれの判断**に委ねられました。

■国際は生物多様性条約、国政は国家戦略、行政は地域戦略、そして市民は何を！?

生物多様性条約の目的は、「地球上の多様な生物を**その生息環境とともに保全**し、生物資源を**持続可能であるように利用**し、および遺伝資源の利用から生じる**利益を公正かつ衡平に配分**すること」とされています。

市民は、自らの暮らしぶりを見直し、生活様式や価値観を転換し賢い消費者となることを心がけ、[地球規模で考え、地域で(足下から)行動] これを実践していきたいものです。そのための一例としては、

衣：流行や安価などの浪費戦略に惑わされず、鉱物資源でなく生物資源由来の良品を選んで、長寿命化に努める。

食：米を食べ、地産地消、旬産旬消に心がけ、残渣を出さず、絶滅が危惧される食材は控え、資源保全に努める。

住：住まいはなるべく地域の人・物・技を用い、地域の野生生物が暮らせる身近な自然を残し、自然共存に努める。

などがあげられます。国、地方行政、企業、市民、それぞれの役割と社会的責任を自覚し、行動していきましょう！

■ビオトープ・サロン マスメディアからの話題 ～シラスウナギ国が漁獲量削減要請～

徳島新聞(2013/12/5)から話題提供です。吉野川のシジミ漁は漁獲量回復のために規制されましたが、地球規模で保護が求められているシラスウナギの規制はなぜ後回し? 予防原則は未だに通用しないようです。(編集部)

【県 規制せず様子見】

激減しているニホンウナギの稚魚の漁獲量は、徳島県内では年によってばらつきがあるものの、過去10年で最も多かったのは2005年の5661kg。しかし、2011、2012年は300kg台と不漁が続いている。このため、取引価格は2005年の10万円/kgが2012年には197万円/kgと20倍近くに高騰している…とのこと。

こうした中、水産庁が都道府県に対して漁獲量の制限や漁期の短縮を要請しているが、徳島県は「他の自治体の動向を見守る」として当面は規制しない方針を決めた…とのこと。

徳島県は「県内水面漁場管理委員会」で議論し、「他自治体の実施状況や、国によるウナギの生態解明の動向を注視する必要がある」「漁業者の収入減も考慮すべきだ」として、漁獲規制を行わない方針を決め、同時に漁協に対し、これまで以上に正確な漁獲量の報告を求めた…とのこと。

一方、規制に乗り出す自治体もあり、静岡県は5ヶ月の漁期中に15日間の休漁日を設けることを決めたとのこと。シラスウナギの生態は謎が多く、研究が進められているものよくなっていない一面もあり、徳島県の漁協関係者や団体は「稚魚を保護すれば親ウナギが増えるとは確実には言えない。一方的に規制されては困る。」とか「漁獲規制を設けるのは一つの手段かもしれないが、密猟防止策なども総合的に考慮した上で、保護に取り組むべきだ。」としている…とのこと。(関連する話題は、本誌バックナンバーの048・056・057にも記事があります。)



水産庁から漁獲規制が求められたシラスウナギ漁=2月 徳島市の吉野川橋周辺(出典:徳島新聞 2013/12/5)

■みんなの“たからもの” ヤマイモ? …レンコン?…???

寄稿:KKさん



【これ、何でしょう!?!】

立派な根っ子です。折らずに全てを掘り起こそうとがんばってみました。しかし、こちらが(骨が)折れそうなのであきらめました。(中央の四角はタバコのパッケージです。)

毎年、イヌマキの生け垣に細い蔓を伸ばし、てっぺんで生け垣を覆い尽くす厄介者です。例年は年に一度の刈り込みの際に刈り払っていましたが、今年は根こそぎとってやろうと掘ってみれば…なんと、根の先端が出てきません。

か細い茎に柔らかい葉、白いレースのような花を咲かせ、クワイほどの実をつけ、熟すと赤くなる…そう、カラスウリです。地上の姿からは想像できない立派な根っ子でした。

根、種子、果実、いずれも薬効があり、特になじみがあるのが天瓜粉(てんがふん/天花粉)です。

根にはでんぷんが多く、これを乾燥させて、小児がせもなどに使う天瓜粉(てんがふん/天花粉)として用いられていました。しかし、最近のベビーパウダーなどには、天瓜粉を主原料としたものが姿を消してしまったそうです。

■ビオトープ・セミナー 資格試験に挑戦して基礎知識を修得しよう!

ビオトープ管理士資格試験過去問題 出展:(財)日本生態系協会主催「ビオトープ管理士セミナー」のテキストより
無断転載禁止:本紙は公益財団法人日本生態系協会の許可を得て転載しています。(編集部)

【計画部門1級の記述問題:正答と解説は次号で紹介】

問61:近隣公園の計画に当たり、里山保全の観点から公園にビオトープ機能を持たせる話が持ち上がりました。計画を具体的に検討するに当たり直面することが予想される制約、課題、解決策について、400字以内で述べなさい。

■前号060の正答「2」

環境に配慮した農業用水路の整備技術としては、①縦断勾配はできるだけ緩勾配とし、濁水時の水生生物の避難場所が確保できるよう、深みを部分的に設ける。②地形勾配が急なところに水路を作る場合には、落差工の落差が大きくなるため、できるだけ落差工の数を多くし落差を小さくする方が望ましい。③動物が水路に転落したり水路を横断したりする場所では、スロープや階段工を設けたり緩勾配とする。④水路内では、水の滞留部や浅瀬をつくり、異なる流速を発生させるように工夫し、落差工の下流側には魚類がジャンプしやすいように深みを設ける。⑤水路断面に余裕がなく、水路内の植栽のために植栽ブロックを用いる場合には、地域在来の植物を用いる。

※2級はどなたでも受験でき、四国の受験会場は「徳島大学工学部」です。自然環境の保全に関わる方には、是非とも取得していただきたい資格です。詳しくは、<http://www.ecosys.or.jp/> (公益財団法人 日本生態系協会HP)

■編集後記

ビオトープに関するお役立ち情報はもとより、皆様の生活や活動やお仕事等、日常を通じて見たり感じたりしたこと、身近な自然の春夏秋冬や喜怒哀楽のご寄稿をお待ちしております。ふるってご参加ください! 編集部
【E-mail:kanv@nifty.com URL:http://biotopetokushima.yu-yake.com】